

令和4(2022)年度 修士論文要旨

中国の「双減政策」が保護者の教育政略に対して与える影響

—日本の「ゆとり教育」と比較して—

許 天 航

近年、中国の教育現状として、受験や進学競争が激しくなりつつある。2021年7月、中国政府は「双減政策」を発表した。「双減政策」は、子どもの健全な成長に目を向け、子どもの宿題負担の軽減、校外学習負担の軽減に重きを置いている。一方、中国では専門的な職業訓練を受けた技能労働者の不足が深刻化しているため、この十年間職業教育の発展を推進するためのさまざまな政策が打ち出された。2014年、中国教育部が「中等職業高校への進学率は原則50%とする」という規定を明らかにした。

「双減政策」や職業教育改革、いずれでも中国の学歴社会の現状を変えようとするものである。しかし、現実には、中国の学校教育において、進学システムを中心は依然として受験があり、受験競争がかなり激しいという現実がある。双減政策により学習塾が規制されても、家庭教師が潜在している。そして、中国社会において、職業教育に対するステレオタイプや偏見が根深くある。そこで、「双減政策」の下で保護者らは子どもの学業負担の軽減を期待するが、将来子どもが社会的地位や学歴が相対的に低い職業高校に分流させることに危惧している。このようなジレンマに陥る保護者が少なくないと思われる。

本研究では、人口が多く、受験競争が相対的に激しい中国安徽省を事例として、安徽省の省都合肥市在住の教育関係者および保護者に対し

て、半構造化インタビューを行った。「双減政策」が教育関係者としての公立小中学校の教師と学習塾関係者に与えたインパクト、「双減政策」と職業教育改革の下で、公立小中学校段階の子どもの学校生活にもたらした変化、保護者の教育戦略に与えた影響などを明らかにすることが、本研究の目的である。

調査の結果、「双減政策」は大手学習塾にインパクトを与えたが、相対的に小規模の学習塾にはメリットになる可能性があることが明らかとなった。「双減政策」の影響の下で、最新の義務教育段階の課程標準が2022年4月に公布された。最新の課程標準によると、公立小中学校において、各科目各学級に対する要求には一定の変動があり、授業のやり方、試験問題の設計にも影響を与えている。また、「双減政策」の負担軽減に関する施策は、小学校低学年生に効果顕著であるが、受験競争が依然として激しいため、小学校高学年生、中学生にとって効果が顕著ではない。校外学習に対する依存度が高い。学習塾の発展が制限されているので、家庭教師などの私教育に依存するようになった。それは、受験による子どもの成績に対する期待は依然として高いことを示す。職業教育に対する根深いステレオタイプまたは偏見があり、現時点では、子どもが職業高校に入学することを認める保護者は少ない。

中国の国土は広大であり、その人口は世界最

大の約14億人であり、出台された2年未満の「双減政策」は各地の実情、一人一人の願望に合うのは難しい。しかし、「双減政策」でも職業教育改革でも、改良することが期待されているだろう。

主要な参考文献

牛志奎 (2022) 「中国版「ゆとり教育」政策で子どもの学業負担は軽くなるのか」『武蔵大学人文学会』第53巻第2号、pp.263-273

中華人民共和国・国務院弁公庁 (2019) 『国務院關於印發国家職業教育改革实施方案的通知』 国務院国發2019年第4号

中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁 (2021) 中華人民共和国中央人民政府「關於進一步減輕義務教育階段學生作業負担和校外培訓負担的意見」(http://www.gov.cn/zhengce/2021-07/24/content_5627132.htm) 2022年9月取得

中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁 (2021) 中華人民共和国中央人民政府「關於推動現代職業教育高質量發展的意見」(http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/12/content_5642120.htm) 2022年9月取得

張 奇 (2020) 「中国における学校外の「教育ブーム」と親の関与・対策—北京市在住の親を事例に一」『教育思想』第47巻、pp.127-147

「外国にルーツのある児童を対象とした 放課後子ども教室の研究」

小 泉 朋 佳

少子高齢化に伴う人材不足や国際化などを背景に、日本では外国人労働者の受け入れが年々増加している。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響で外国人入国者が減ったため、外国人労働者の増加率は2019年の13.6%に対して、2020年は4%と大幅に減少している。

日本に外国人労働者が増えている要因は3つ挙げられる。1つ目は、日本の人手不足解消である。少子高齢化により、高齢化社会は進みシニア採用などは多いものの、働く成人が少ないことは言われ続けている。2つ目の理由は、グローバル化への対応である。訪日外国人に日本語以外でコミュニケーションを取り、サービス等を提供できるように、外国人労働者を採用する企業や日本企業が海外進出や海外事業に力を入れる際に、重要な戦力となるのが外国人材である。3つ目の理由は、国が外国人労働者の雇用を支援し始めていること。具体的な支援としては、仕事を探している外国人を対象に、母国語で仕事を紹介したり、相談に乗ったりする窓口を設けている。

しかし、こうした外国人材受け入れをめぐる重要課題の1つとして、現在日本で働く外国人保護者がともに暮らす外国にルーツをもつ子どもたちの教育問題が取り上げられる機会が増している。外国にルーツをもつ子どもの教育に関連する様々な課題は、彼らがいずれ成長し、日本社会で自立していこうとする際にもそれを阻む壁となり、日本社会全体にとって影響を及ぼす。

今回は、外国人児童のみを対象とした「放課

後子ども教室」について調査していく。そこで、文部科学省の「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する都道府県別調査（平成26年度）」の結果で一番多いとされている愛知県を焦点として研究を進める。

具体的には、愛知県T市の3校を取り上げて調査を行った。指導者・スタッフのねらいが保護者や子どもにとってどのように感じているのか、外国にルーツのある児童・生徒との関わり方や配慮、参加したことで児童の変わったことなどを調査した。外国のルーツを持つ児童のみだからこそ行われていることや学習内容、また、参与観察を通して参加者児童の発言やそれに対する指導の工夫を明らかにしていきたい。

インタビュー内容は、大きく分けて4つである。ご自身の経歴や資格等の「基本属性」、放課後子ども教室の活動の頻度や参加数等の「放課後子ども支援の活動状況」、指導する際の重視している点や必要な資質や能力等の「指導員・支援員の役割」、保護者との連絡方法や保護者の日本語力の程度等の「外国人児童・保護者について」の項目となる。

先行研究では、外国人児童の日本語指導の方法や支援について明らかにされているが、放課後子ども指導者教室側の実施意見についての研究は、明らかにされていない。指導者の方からの意見を聞くことで、これからの外国人児童に対する配慮や支援の仕方に生かせるため、本論文では指導者から意見や感想を集めることを重視した。

これまで、外国のルーツのある児童のみの放課後子ども教室といえば日本語の習得や教科指導、不適応等の問題等に配慮するため等に、重点を置いて取り組みが進められてきた。そのなかで学力が少しでも身についたり、学校に行く習慣がついたりといったような成果がみられた。

第一に、今回私が取り組んだ指導員・支援員の方のインタビューによると、放課後子ども教室は「居場所づくり」の場でもあるという効果が見られることが分かった。近年、人間関係の希薄化が問題視される。放課後、近くの公園や学校の運動場で遊ぶ児童をほとんど見なくなった。そういう意味からすると、子どもの「居場所づくり」としての放課後子ども教室は、学力補充プラスアルファの成果があるといえる。

第二に、日本適応型と多文化共生型の二つの類に分かれた放課後子ども教室がされていることが明らかになった。日本の生活ルールや日本語が重視された学校と母語・母文化を用いた学習がされている学校の二つである

第三に、今回のインタビューにより明らかになった保護者や児童のニーズが非常に高い「学校生活や家庭学習をつなぎそれを補う場」「学校や家庭ではできないことが体験できる環境の場」として放課後子ども教室の取り組みを積極的にホームページや学校だよりで情報発信したり、教師・ボランティア会議で違った視点から見た児童の様子をお互いに共有したりしながら放課後子ども教室の運営に活かしたりすることが大切である。

第四に、子どもの参加率の増加による、スタッフ確保についても学校のホームページや広報誌などで、地域にむけて発信したりすべての小学校で組織されている「学校運営協議会」と連携したりして、スタッフの確保・育成を、地域全体のこととして協力を求め、持続可能な仕組みを構築することも大切だということが分

かった。

研究課題として、第一に、これからの研究では、参加している児童の保護者と参加していない保護者の声を聴くことも大切だと考える。その場合、どういった理由で参加できないのか、つまり、参加できないにはそれなりの思いがあるのではないだろうか。その声を聴くことで、放課後子ども教室の必要性や方向性がさらに見えてくるのではないか。

第二に、今後の課題として全市的に、さらには全国的な調査が必要である。今回の調査はT市の3校の小学校に限った調査であったため、断片的な結果にすぎないと思う。

第三に、民間でされている放課後子ども教室（中野渉 2016）と公的にされている放課後子ども教室との比較調査である。民間ですること支援内容に変化が見られるのか、公的にしている課題と民間での課題を通して解決につながるであろう。

引用文献

- ・文部科学省（2021）「外国人児童生徒等教育の現状と課題」https://www.mext.go.jp/content/20210526-mxt_kyokoku-000015284_03.pdf（最終閲覧日2022年5月22日）
- ・中野渉（2016）「外国にルーツの子が4割超、大阪ミナミの小学校この子らは宝や」

異国で老いることと生涯学習

—外国人女性高齢者を例として—

時 裕 欣

グローバル化が加速している現在、国境を越える人の移動も活発化している。そのことによって民族・人種・宗教間の対立が表面化し、また、エスニック集団もこうした現象を背景に出現してきた。「単一民族」とされてきた日本においても、2012年の出入国管理法や難民認定法等の改正により、ニューカマーが急増している。彼らも日本においてはエスニック集団とみなされ、社会から排除されやすい状況にある。

ドナルド・カウギルの近代化理論によれば、高齢者の社会的地位は社会の産業化のレヴェルと負の相関関係にあるとされる。日本社会においても、高齢者は社会からの知的・道徳的疎外を味わい、他の年齢集団から排除されている。従って、日本における外国人高齢者は年齢的にも外国人であるという意味でも、不利な状況に陥っていることが推測できる。

EU・国連の示す方向性に合致して、生涯学習社会になっていく日本も、「人生百年」「幸齢化」などのスローガンに示されるように、高齢者学習が文部科学省の課題になっている。在日外国人高齢者の学習を促進することにより、高齢者が孤独感や疎外感が解消でき、生きがいを感じることは望ましいことである。

本研究は、大阪帰国者センターに通っている在日女性外国人高齢者5人を半構造化インタビューした。外国人高齢者の学習実態を把握するとともに、彼女らのライフヒストリーから、生涯学習の意義と内的小および外的学習阻害要因を究明した。また、考察の部分では、健康度と生活満足度の評価への関係、配偶者からの影響、

学歴、職業と生きがいの関係性、アイデンティティの変容過程、外国人高齢者学習の阻害要因と異世代間とのコミュニケーションが生涯学習に与える影響について分析した。そこで、「健康度」「学習観」「経済面」の三つが外国人高齢者学習の大きな阻害要因となっていることが分かった。それに、女性高齢者の学習が夫の好みや習慣に影響される側面も見られた。また、在日の職歴にも外国人女性高齢者の生きがいに影響を与えていると考えられる。

そして、移民国家と呼ばれるカナダの移民政策と学習実態を参照した。国内の生涯学習の状況を測るために複数の指標の設定や、多様な文化や価値観を受け入れる土壌が社会に根づくところなどは参考になる価値があると思えた。

最後に、外国人移民（ニューカマー）の老後に関する政策整備と課題を予測して今後の対応策として、外国人シニアにボランティアとしてNPOの活動に参加してもらうこと、外国人が日本で働けるようにすることと経済面での保障が挙げられる。インタビューの結果をニューカマーという集団に完全に当てはめることはできないが、それ以外、共通点が多くあり、ぜひ今後の研究の参考となることが期待されると考えている。

中国「民工子弟小学校」における出稼ぎ労働者子女に対する道徳教育の考察について

—福建省小学校の道徳教育を例として—

謝 微

本論文は中国における民工子弟学校における道徳教育の問題を研究することを目的とする。民工子弟学校と一般学校と比較すると、教育水準の格差とりわけ道徳教育の格差が存在すると言われている。先行研究は、これが「学校」・「児童、出稼ぎ労働者自身」・「社会」など様々な原因が絡み合って作用したものだとし唆している。そして、これらの問題発生要因に応じた様々な解決策が打ち出されたが、これらの解決策が問題解決に有効的に繋がるかどうか明らかにはされていない。そこで、本研究は道徳教育における先行研究が提起したそれぞれの問題発生要因を考察し、さらにそれらの諸要因の関係性や重要性を判明化することで、この未解決の課題に対して解決策を提示したい。

本研究に中国の道徳教育における思想面・歴史面をまず考察し、最後にインタビュー調査を通して、道徳教育の実情を考察した。

第1章と第2章では、本研究の実施背景を提示し、先行研究の成果及び問題点を踏まえ、本稿の研究目的と研究方法を説明している。また、本研究で取り上げた諸概念を定義づけながら、問題解決のための諸学説や諸理論を提示した。

第3章では、中国における道徳教育の歴史的経緯に基づき、儒教が中国ないし東アジア諸国の道徳観に大きい影響を及ぼしてきたことを提示した。中国における道徳教育の内容はモラル・人生観・価値観などの理想的人間像の育成を目指す教育にとどまらず、中国共産党によるイデオロギー教育も含まれている。このイデオ

ロギー教育は『課程標準』に定められた道徳教育の性質・理念・内容・目標のところで反映されており、これも政治的中立を確保している日本の学校教育との最大の相違点である。

第4章では、中国の義務教育学校の道徳科において、日本の『学習指導要領』に相当する『道徳与法治課程標準』に基づき、道徳教育の内容や目標を紹介した。また、中国の道徳教育における相対的評価及び課外活動のあり方も考察した。

第5章では、インタビュー調査を通じて、教職員の立場で研究対象地域の現時点の道徳教育の成果や課題を提示した。筆者は、2022年の時点で、福建省の民工子弟学校の教員を対象としてインタビュー調査を行った。その結果、道徳教育の諸問題が一部改善されたものの、「教職員の人手不足」・「道徳科の教育研修機会の不足」・「児童生徒の素行問題」・「保護者の教育意欲と協力意欲の低下」などの問題が依然として存在していることがわかった。

また、調査票調査を実施し、取得したデータに基づいて重回帰分析を行うことで、道徳教育の成果に影響を及ぼす要因を特定し、これらの要因がどれほど道徳教育の成果に影響を及ぼしているかを把握した。重回帰分析を行ったところ、以下の知見が得られた。まず、民工子弟学校と一般学校との道徳教育の格差が確かに存在していると検証できた。次に、先行研究が指摘した通り、保護者の「モデル役割」（＝模範・理想）の具象化した「学歴」と「道徳的行為」が確実に子どもの道徳教育に影響を及ぼすこと

も検証できた。また、両親を共に信頼している家庭環境が道徳教育に有益であると分かった。これが本研究における新たな発見である。

「ルーツ」を尊重した進路指導の実践

—日本語指導が必要な生徒のための「特別入学枠」を持つ
大阪府立A高校の事例を中心に—

朱 偉 頤

近年、外国人労働者の増加とともに、日本語指導が必要な児童生徒が大幅に増加している。その中で、日本語指導が必要な高校生の「中退率が高い」「進学率が低い」「就職者における非正規就職率が高い」そして「進学も就職もしていない者の率が高い」という4つの課題は、依然として深刻である。日本の多文化共生政策は、外国人住民への社会的包摂が不十分である。地域社会への参加の機会を欠いた移住労働者とその子どもたちは、ともに社会関係資本の構築に不利な状況に置かれている。高校進学という目標とどまらず、高校卒業後の進路まで支援体制を整えるように文部科学省から呼びかけがある一方、各都道府県の政策によって大きな違いが存在している。高等学校における日本語指導体制の整備事業の一部としての進路指導は、外国にルーツをもつ子どもが日本社会への適応と正しい自己理解に十分に役立っているのだろうか。日本語指導が必要な高校生はどのように進路を決めるのか、教師はどのように彼らを指導しているのかという現状を明らかにすることが求められている。

本稿では同和教育の歴史から人権教育の思想が根強く影響される大阪府において「日本語指導が必要な生徒・外国人生徒入学者選抜」を実施している全日制総合学科制高校のひとつである、大阪府立A高等学校を事例として、同校の進路指導の実践を調査した。外国人生徒のための選抜、いわゆる「特別枠」入試の実施とともに、同入試で入学した生徒のために多文化共生プロジェクト「ひまわり」（仮称）を開設し、

生徒たちの抽出授業や日本語支援などの特別対応を行っている。A高校2022年度の在籍生徒のルーツは11ヶ国であり、生徒の日本語能力、家庭環境、文化背景など、様々な「違い」を持っている。同時に、彼らが抱える困難も複合的である。

日本語指導が必要な生徒が抱える複合的な困難に対して、A高校の教員たちは生徒の自己肯定感の育成と日本社会への適応を目指し、支援を行っている。本研究では、A高校の教員は支援する際に重視された生徒の自己肯定感をどのようにして育むのか、また日本社会への適応を目指す際にどのような取り組みをしているのか、その実践内容を、参与観察およびインタビューで得られたデータをもとに具体的に明らかにした。その上で、現在、日本語指導が必要な生徒を支援する際に十分に重視されていない「体験」の重要性について、検討を行った。その結果、社会的排除を受けた外国人労働者家庭に対して、日本語の支援だけではなく、地域社会への参加も不可欠であり、貧困の再生産を避けるために非常に重要であるということが明らかになった。

一方、今回の研究対象およびインタビューする教員のルーツに局限があることも事実である。放課後の「ひまわりルーム」に参加する生徒は不定であるため、ひまわり生全員に対しての家庭背景、進路希望などの調査も欠けている。今後、より長時間の深度の参与観察を通して、生徒たちの個人の経歴を研究することを通して、「社会体験」が彼らの進路にどのような

影響をするのかを研究課題としたい。

主要参考文献

石川朝子・榎井緑・比嘉康則・山本晃輔(2020)
「外国人生徒の進学システムに関する比較
研究 神奈川県と大阪府の特別枠校の分析
から」『未来共創』第7号193~22

志水広吉(2011)『学力向上策の比較社会学的
研究-平成22年度都道府県現地調査のまとめ』日本学術振興会科学研究費報告書. 63
頁

志水宏吉・高田一宏・鈴木 勇・知念 渉・中村
瑛仁・古田美貴・岡邑衛・藪田直子「社会
関係資本と学力：「つながり格差」仮説の
再検討 (IV-8 部会 社会構造と教育 (2),
研究発表 IV, 一般研究報告)」日本教育社
会学会大会発表要旨集録第62巻, 368-373
額賀美紗子(2021)「量的データからみた移民
二世帯」『日本社会の移民二世帯 エス
ニシティ間比較でとらえる「ニューカマー」
の子どもたちの今』明石書店 593~655

コロナ禍における在日中国人留学生のソーシャル・ネットワークの構造と文化的アイデンティティ

陳 曄

日本政府はグローバル戦略の一環として、2020年を目途に30万人留学生受け入れを目指す「30万人留学生受け入れ計画」を開始した。そのため、ホスト国の人々は他国の人々とコミュニケーションし、異文化を接触することは不可避である。留学生も日本人学生とのソーシャル・ネットワーク構築、すなわち、学生間のつながりの形成が不可欠である。

だが、2020年以降、深刻化するコロナ禍によって、大学ではオンライン授業を導入していた。異文化の中に生活している留学生にとっては、社会を接触しにくいという環境の急激な変化が彼らの生活を影響しないとは言い切れない。

本論文の目的はコロナ禍時期の在日中国人留学生のソーシャル・ネットワークの構築がどのように変化したのかを究明することにある。また、ソーシャルネットワーク論や文化的アイデンティティ理論を基礎にして、半構造化調査を通じて、コロナ禍時期在日中国人留学生のソーシャル・ネットワークの構築実態、特徴と文化的アイデンティティを実証的に考察し、分析するものである。

本論文は六章から成っている。第一章は本論文の研究背景、問題意識、研究目的と研究意義を述べた。第二章はネットワークおよび文化的アイデンティティに関する先行研究の検討を行った。第三章は調査対象と具体的な研究方法を説明した。第四章では個別の事例を分析した。第五章は考察の部分であり、SNSの半年間の通信履歴を手がかりとして、6人の在日中国人留

学生のソーシャル・ネットワーク構成のデータ（サイズ、国籍、構成など）を考察し、性別、学歴、滞日年数、居住形態、学校性質などに基づく、ネットワークの特徴を考察した。また、聞き取り調査を通じた被調査者の人間関係の質的構成、交友意識、コロナの影響、満足度、言語能力、中国・日本・歴史に対するイメージなど影響要因を考察した。最後文化的アイデンティティの類型を分析した。

第六章では、主に以下の結論が得られた。第一に、留学生は、現在の活動の中心（学校・居住・アルバイトなど）との関係を中心にソーシャル・ネットワークが形成されていた。第二に、被調査者の性別、学歴、滞日年数、居住形態といった属性はソーシャル・ネットワークのサイズ・開放性と一定の関係があるとみられる。第三に、留学生は自分の人間関係を構築する際に、自分の日本語能力、周囲の環境・制度、交友意識、日本・日本人に対するイメージ・歴史観念に影響されることが明らかになった。第四に、在日留学生のネットワークの構築実態から「内部にいる外部者」という共通の文化的アイデンティティが見られた。母国志向型の留学生は日本文化へ対立・無関心な態度を持っているが、ホスト志向型の留学生は積極的に日本社会に溶け込む態度を持っている。両国間と他国間志向留学生は、国別の文化的アイデンティティより、住んでいるところと出身地を文化的アイデンティティとして判断していることが明らかとなった。

主要参考文献

- 田中共子 (1998) 「在日留学生の異文化適応ソーシャル・サポート・ネットワーク研究の視点から」『教育心理学年報』 37, 143-152.
- 朴金秋 (2004) 「状況的学習論から見る東アジア留学生のネットワークの構築—短期留学生 3 名に対する縦断的調査をもとに」『留学生教育』 9, pp.127-140.
- Benet-Martínez, V., and Haritatos, J. (2005) *Bicultural identity integration (BII): Components and psychosocial antecedents*, *Journal of personality*, 73 (4), 1015-1050.
- Berry, J.W., Kim, U., Power, S., Young, M., and Bujaki, M. (1989) *Acculturation attitudes in plural societies*, *Applied Psychology: An International Review*, 38, 185-206.

男女共同参画時代に向けた学びの展開

—大阪市立男女共同参画センターを事例として—

馬 瑞 雪

本研究は男女共同参画のネットワークと交流の拠点施設である男女共同参画センターにおいて行われている学習活動に焦点をあて、男女共同参画に向けた学習支援の規定要因と課題を明らかにするとともに、成人学習者がどのような動機をもって学習活動を開始したのかを調べ、活動が彼らの意識や行動にどのような質的な変容をさせたのかを明らかにすることを目的としている。そのため、文献調査と実証研究という2つの研究方法で用いて分析した。男女共同参画課題をめぐる国内外の動きを概観した上で、大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）を事例として、そこの学習プログラムに参加している成人を調査対象とした、調査対象者にライフストーリーをジェンダーの視点から語ってもらい、それを分析して学習動機づけと質的な変容を解明する。

学習者たち学習動機や変容を明らかにするために、量的な傾向の分析より、事例の質的な分析を行う。具体的には、2022年大阪市立男女共同参画センターで開催された「女性チャレンジ応援拠点」拠点セミナー（3名）と「WITHコロナ時代のカフェ開業チャレンジ」講座（4名）の受講生を調査対象者として、異なる年齢層の学習者7名に半構造化インタビューを実施し、男女共同参画センターで学習を始めた動機、現在の学習状況、学びの質的な変容と、その変容を促す契機などについて考察した。また、男女共同参画時代に向けた学習支援講座・イベントの企画・実施について、男女共同参画計画に直接かかわった職員の意識変革も非常に重要

である。そこで、学習者の学習動機や変容の詳細、または新たなニーズと課題への対応など、これらの疑問を解決するために、担当している職員（2名）へのインタビューによる詳細な聞き取り調査を行った。

インタビュー調査の結果を考察し、学びの動機づけは以下の3つの観点から集約された。それは、より良い自分になる思い、ジェンダー意識と学び、ポストコロナ時代の学びである。そして、受講者たちの学びの質的な変容は自分に関する気づき、他者に関する気づき、社会に関する気づき3つの側面から確認した。また、学びが変容してきた過程には、変容を促す3つの契機が存在することが明らかになった。それは、達成感の獲得、自己省察、意欲を喚起する場所である。これらの事柄が相互作用しながら、受講者たちの学びが質的に変容していく。

今後の課題として、2点があげられる。一つは、調査で尋ねた受講が実際に役立ったかについて、講座終了時であるため、修了者のその後の進路と学習活動については調査されていなかった。もう一つは、本研究で対象とした受講者7名全員が女性であり、男性を対象とした調査は実施できていない。男女共同参画センターにおいて、男女の学びの対比は重要な意味を持つ。今後は男女共同参画センターで実施される学習活動に参加した男性たちにも調査をすることで、彼らの学びの動機と特徴などを考察していくことを試みたい。

中国における家庭内性教育に関する研究

—雲南省を例として—

馬 イ

未成年者に対する性的暴行、未成年者が犯した性的暴行は世界的にも深刻な問題である。性的暴行の被害者にせよ、加害者にせよ、性に対する無知がこれらの事件が形成される主な原因の一つであると言える。そのため、子どもたちに性教育を受けさせることには一刻の猶予もない。しかしながら、中国は広いので地域によって事情はかなり異なる。とくに雲南省は、中央から離れているという地理的な原因や経済格差による教育資源の不足、さらに少数民族に独特の文化・信仰や風習が今でも残っていることにより、性教育を行うことが一層難しくなっているという問題も抱えていると考えられる。

とはいえ、性教育を行うことがきわめて困難な雲南省でも、家庭内性教育への関心が高い家庭がある。これらの家庭はどのような性教育を行っているのか、なぜこれらの家庭は家庭内性教育をしようと思ったのか、これらの家庭では性教育の実施にどのような困難を伴っているかなど、これらの課題を明らかにすることは、雲南省だけではなく、中国のそのほかの地域や日本の性教育を推進するのに役立つと思われる。そこで、上記のような疑問を明らかにするため、本研究では、現在雲南省に在住して、18歳未満の子どもを持つ7人の保護者たちにインタビュー調査を行った。主な調査内容は「調査協力者の個人情報」「家庭内性教育の実情」「家庭内性教育に対する意見と考え」「家庭内性教育の実施中の困難」「性的情報が子どもに対する影響と対処方法」である。得られたデータにより、以下のことが明らかになった。

(1) 今回の調査に協力してくれた協力者たちはすべて性教育に熱心な親だった。これらの協力者たちは、子どもがまだ幼い段階で家庭内性教育を行い始めたが、義務教育段階に入ると、一部の協力者たちは性教育の主な役割を学校に任せるという形になっている。

(2) ほとんどの協力者は成人する前に体系的な性教育を受けた経験がほとんどない。例えば成人する前に性教育を受けた経験があっても、その知識を用いて子どもに教える協力者は少なかった。

(3) 性教育の内容を見ると、今回の協力者たちが行っている家庭内性教育の内容は従来と同じく、「子どもの自己保護」が一番重要な位置に置かれている。

(4) 「家庭内性教育の担い手はほぼ母親」という日本の状況と比べると、中国における家庭内性教育の役割分担は一見多様である。子どもの性別によって、家庭内性教育の担い手を決める考え方により、少なくとも、性教育に熱心な家庭に限れば、父親の参加頻度が高い様子がうかがえる。しかしながら、絵本読み、講座参加などの面から見ると、日本と同じく、伝統的な「幼い子の教育は母親の役割」という傾向が見られる。

(5) ほほすべての協力者たちが、家庭内性教育を実施する際に困難を感じたことがあると回答した。専門家の支援を求めていると答えた5人の協力者のうち、実際に講座などのルートで専門家の支援を受けているのは1人だけだった。一方、専門家の支援を求めてないと答えた

協力者の中で、1人は専門家を100%信頼していないと返事した。

(6) 今回の協力者たちは全員大学およびそれ以上の学歴を持ち、性に対する考え方もより開放的である。「子どもに聞かれたら答える」という受動的な行動より、「子どもが知るべき」と考え、自発的に性教育を行っている。

(7) 子どもたちが早い段階で自分の年齢にふさわしくない情報に触れた場合、大部分の協力者たちは、子どもが何が正しいことかがわかるようになれば問題ないと考えている。そのような情報に触れることに抵抗のある協力者たちでも、後にコミュニケーションをとることで、優しく導くことを選んだ。

以上のように、まず、多くの協力者たちは自分が行っている家庭内性教育について自信がない様子がうかがえる。また、筆者が先行研究で調べて得られたデータの限り、これまでの中国、日本と雲南省で行われている家庭内性教育

に関する研究では、「男子の自己保護」という内容は一切言及されてなかった。今回の研究により、「男子も性的暴行の被害者になるため、男子も性教育を受けるべき」という考え方が初めて確認できた。さらに、「専門家の支援」についての答えから見ると、協力者たちの関心度も関わっているが、現段階で外部の支援は多くの保護者たちにとっては、依然獲得しづらい。一方、その支援の質も保証されてないことがうかがえる。最後に、筆者が調べて得られたデータの限り、これまでの家庭内性教育に関する研究では、包括的性教育、特にLGBTQ+に関する内容に触れてなかった。今回の研究では、7人の保護者たちは、自分の子どもが性的マイノリティにならないことを願う傾向が見られるが、自分の子どもが性教育を通じて、性的マイノリティを尊重し、理解し合うことができるように期待している様子が見られる。

日本と英国のシティズンシップ教育の 概念に関する比較研究について

宮本真優

本研究では、「日本とイギリスのシティズンシップ教育の概念に関する比較」を行なっている。イギリスで1990年代以降カリキュラムとして取り入れられたシティズンシップ教育の意義を考察し、なぜシティズンシップ教育が導入されたか、さらにどのような特徴を持つのかを考察した。また日本で近年行われている市民性教育との比較を行い、シティズンシップ教育の意義を考察した。論文の構成としては、第1章から第4章までの4章構成である。

第1章は、第1節「イギリスでシティズンシップ教育が導入された経過―クリック・レポートから―」から第6節「現在でのイギリスのシティズンシップ教育」までの6節で構成している。第1章では、イギリスのシティズンシップ教育が導入された経緯に触れつつ、ナショナル・カリキュラムがどのように変化し、シティズンシップ教育が導入されるきっかけとなったクリック・レポートと、数年後にシティズンシップ教育が改訂される元になったアジェグボ・レポートが英国のシティズンシップに与えてきた影響などについて考えていく。また、社会的背景や政治的背景についても考えていく。キーステージ3とキーステージ4について分析を行い、特徴をまとめていく。そして、現在の英国のシティズンシップ教育の2000年と2014年のカリキュラムについての比較を行なった。

第2章では、「イギリスのシティズンシップ教育の政策」について考察していく。第2章は、第1節「イギリス政府のSMSCという政策について」から第3節「イギリスのシティズンシッ

プ教育の実際とその検討」の3節で構成している。内容としては、イギリス政府が出している「SMSC (spiritual, moral, social and cultural) の政策」、「イギリスの基本的な価値観」(Fundamental British Values= FBVs) を主に研究を行った。多様性を重んじる目的でシティズンシップ教育が始まったが、テロ事件をきっかけに価値観の統一が行われ、その統一的な価値観のもとでシティズンシップ教育が行われた。また、イギリスのシティズンシップ教育の実践例の「プレストンマナー高校とチャータースクール」を2つ取り上げ、プレストンマナー高校とチャータースクールがイギリスの基本的な価値観の育成や多様性とアイデンティティの育成が授業を通して行われているかということと比較し論じていく。

第3章では、「イギリスのシティズンシップ教育と宗教教育との関係」について考えていく。第3章は、第1節「イギリスの宗教的背景について」から第4節「最近の宗教教育による多様性の育成」の4節で構成している。イギリスの宗教的背景について触れつつ、宗教的市民性、宗教教育について考察する。これまでのイギリスでは、ほとんどの人種が白人となっていた。しかしキリスト教が次第に減少し、無宗教者の増加が見られるため、宗教に対する帰属意識の減少に繋がっていくこととなっている。そして、最近の宗教教育による多様性の育成について考えていきたい。さらに、宗教教育による多様性の育成などの参考文献を踏まえつつ、私は4点「①政府の取り組みについて、②教師につ

いて、③親の行動について、④学校の取り組みについて」に分け、考察していく。

第4章では、「日本のシティズンシップ教育の概念」について考えていく。第4章は、第1節「公的文書から見る日英のシティズンシップ教育の比較」から第3節「日本とイギリスのシティズンシップ教育の実践例についての比較」の3節で構成している。イギリスと日本の比較を行い、日本のシティズンシップ教育の独自性を考察する。日本の経済産業省が挙げている3つの活動「①公的・共同的な活動、②政治活動、③経済活動」と英国のクリック・レポート及びアジェグボ・レポートが挙げている4つ「①社会的道徳的責任、②共同体への参加、③政治的リテラシー、④多様性とアイデンティティ」について比較を行い、共通点や相違点を見つけていく。さらにイギリスのキリスト教の精神と日本の儒教の精神が日英のシティズンシップ教育にどのように影響を与えたかを比較していく。また、イギリスのシティズンシップ教育と日本の社会科教育でのシティズンシップ教育を3つ

の領域「①教科教育としての側面、②法律や政治、規則と規範などの実践に対する側面、③理論化の側面」に当てはまるかを分析し比較を行い、考察していく。さらに、日本のシティズンシップ教育の実践例として「品川区の市民科」と「武蔵野市民科」を取り上げ、比較を行い差異を見つけていく。内容としては、品川区の市民科の実践例「スチューデント・シティ」「ファイナンス・パーク」について紹介していく。そして品川区の市民科の取り組みについての肯定的な見解と批判的な見解を挙げていき、考察と分析を行い、課題点を見つけ出した。また、武蔵野市民科の「武蔵野市改善計画―ズバリ市長に提言―」という単元のテーマについても実践例を挙げつつ、分析していく。品川区の市民科と武蔵野市民科について分析を行い、考察していく。

以上の研究を通して、日本とイギリスのシティズンシップ教育の比較から差異を見つけていき、それぞれの分析を基に考察していきたい。

学童保育の指導員の専門性と障がい児との関わり方

森 下 大 樹

放課後児童健全育成事業は児童福祉法第6条の3第2項に基づき、小学校に就学している子どもが児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する。そして、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る事業である。

厚生労働省の「令和元年（2019年）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況」では、令和元年（5月1日現在）の登録児童数は前年比 64,941人増1,299,307人の過去最高を記録し、放課後児童クラブ数も前年比 553ヶ所増加の25,881ヶ所を記録している（厚生労働省, 2019）。

全国学童保育連絡協議会（2022）の2022年5月1日現在の学童保育数、入所児童数を調べた調査によると、学童保育の2022年の入所数は35,337である（全国学童保育連絡協議会, 2022）。学童保育の入所児童数は、1,348,122人であり、前年比40,423人増加している（全国学童保育連絡協議会, 2022）。

以上のデータより、放課後児童クラブは利用児童数が増加傾向にあり、放課後児童クラブのニーズは高まってくると言える。

また、障がいのある子どもの受入れに当たっても、障がいの状態と受入れ体制や環境を整え全ての子どもの最善の利益や公平性を保障している。

これらの受け入れ整備や法整備が進む中、障がいのある児童の学童保育への入所は増加し、障がい児の受け入れ総人数は令和2年では15,155人であり、翌年の3年では、15,564人と

なっている。

放課後児童クラブにおける障害のある子どもの入所は年々増加している中、障がい児の受け入れに関しては、診断等がついていないグレーゾーンの児童は加配対象にならないことに関してや障がい児等の受け入れ支援の課題がある。さらに、障がいがある児童に対しての特別な支援体制や専門性なども問題視されている。

放課後児童クラブに障がい児に関連する先行された論文の中では、障がい児の受け入れやその中で児童の行動分析がされていない事が判明した。さらに、その様な児童に関しての関わる際の専門性に関しても明らかになっていない事が判明した。

また、自身が研究している立場ではなく、放課後児童クラブの指導員として働いている際にも、自治体から障がい児として認定され加配を設けられている児童も在籍する。一方で障がい児と認定されず加配認定が無く障がいの疑われる児童も放課後児童クラブには在籍している。以上から、その様な児童に関しての指導員としての関わりやその様な児童に対して接する際の専門性や他者との関わりなどが明らかになっていない事が多い。

以上から本研究では、障がいがある児童（加配認可がおりている児童）と障がいの疑われる児童（グレーゾーンと呼ばれる児童）がどのように認知・認定されているかをそのプロセスや基準に着目しながら、その児童との関わりが指導員の専門性とどう関連しているかを考察すること目的とする。

上記から、障がいがある児童や障がいの疑われる児童に対しての障がいがある児童（加配認可がおりている児童）と障がいの疑われる児童がどのように認知・認定されているか、そのプロセスや基準に着目しながらその児童との関わりが指導員の専門性とどう関連しているかについて4人の指導員と行政、統括団体の専属コーチからインタビューを実施した。

インタビュー調査から5つの項目が明らかになった。

1つ目では、障がいを疑われる児童でも加配認定がされない事例が存在している事である。このことから、障がいを疑われる児童でも加配認定がされない現場での問題が明らかになった。これらは現場だけではなく行政、統括団体が関係している予算や運営体制に関する問題が背景にあることが調査から分かった。

2つ目では現場での認識と行政の認識のズレが生じている事実が発覚した事である。このことに関しては、現場では指導員が児童を継続的、間主観的に加配認定が必要と判断することができる、一方で、行政、統括団体の専属コーチは、児童に対して断片的や主観的に判断することが調査から分かった。

加えて、加配認定に関して、行政、統括団体は予算や勤務体制に事も考慮し判断している事がわかった。しかし、この認識の違いでは両方

の抱える問題点や課題にすることがあるということが本研究から明らかになった。

3つ目では加配が必要な児童とグレーゾーン児童に対しての求められる指導員の役割は違うことである。これらの児童に対して求められる指導員としての役割は全く異なり、それぞれに難しい指導員としての役割があることが明らかになった。

4つ目では専門性が高い指導員ほど教員や保護者との連携を重要視し綿密に実施していることが分かった。これらは指導歴や指導員としての立場、研修の参加回数などから連携に対する重要さや意識の違いが生じ、指導員としての専門性に差が生じていることがわかった。

5つ目では薬の処方に関しての事である。薬の処方に関しては薬を進める事は、児童クラブ指導員だけではなく、教員や保護者の連携から最終的に児童や保護者が判断することがわかった。また、薬を服用する事での副作用から児童に影響を及ぼす事も明らかになった。

以上から本研究では、インタビュー調査から障がいがある児童（加配認可がおりている児童）と障がいの疑われる児童（グレーゾーンと呼ばれる児童）がどのように認知・認定されているかをその児童との関わりや、その児童との指導員の専門性とどう関連しているかについて明らかにする事が出来た。

日中両国における社会教育施設の設置運営に関する比較研究

「公民館」と「社区教育センター」を中心に

梁 棟

本研究は主に中央政策と答申、地方条例と実践、そして日本の公民館と中国の社区教育センターの事例研究の三つの視点で、日中両国の社会教育の理論と実践を比較し、それぞれのいいところと問題点を掘り出し、今後の日中両国において社会教育のあり方について議論したいと考えている。

第2章はまず公民館を中心に日本における生涯学習の振興の推進体制の整備、生涯学習に係る機会の総合的な提供を紹介する。そして、中国の社区教育の概念を紹介し、それに合わせて、主に社区教育の問題点を指摘したいと考えている。また、中国の教育体系において社区教育の概念の整備が遅れているため、社会教育分野で日本の中央教育審議会などの審議会を設置してなく、社区教育の法令整備に対応が遅れている。そこで、日本の社会教育の各主要答申を紹介し、日本はどのように「地域住民に対する生涯学習支援」と「生涯学習体系の整備」の概念を生涯学習体系に入れたのかを考察したいと思う。

「生涯学習によるまちづくり」の構想は日本において盛んになっている。2011年、中央教育審議会生涯学習分科会は「社会教育・生涯学習はまちづくり全体の柱として据えていかなければならない」という結論を出した。中国も、「生涯学習によるまちづくり」という概念が社区教育に徐々に導入されつつある。第3章はまず日中両国の社会の変動と社会教育終焉論を紹介し、社会教育施設はどうやってまちづくりと結びつきながら困難を乗り越えるのかを検討して

いきたいと思う。そして、ユネスコ学習都市構想を紹介し、2019年に学習都市に選ばれた中国の成都市の事例を紹介し、日中両国における社会教育施設の設置理念を比較し、どうして社会教育において政府の強いリーダーシップが必要なのかを検討する。また、日本において、縦割りで生涯学習がまちづくりを進めていくことが難しいため、ネットワーク型行政の構築により、政府部門の間、生涯学習施設間または広域市町村間の連携という様々な立場から総合的に支援していく仕組みをつくる計画が見える。最後に、大阪府の社会教育と学校教育の協働の動向を紹介する。

第4章は事例研究として、大阪府豊中市のA公民館と四川省成都市のB社区教育センターを選び、地域社会との協働、施設のハードウェア、施設のソフトウェア、政治関与に関する設置理念の差別、登録グループとボランティア、社会教育施設と地域社会の関係性などの方面から、日中両国における社会教育施設の運営と理念を比較し、それぞれのよいところと問題点を指摘する。また、今後の社会の変動に対応するため、地域住民はどのような社会教育施設を求めているのかを検討する。

まとめとして、生涯学習施設としての中国社区教育センターは長年にわたって運営されてきた日本の公民館と比べ、まだまだ不足がある。今後の社区教育センターの改革の課題がまだ残っている。そして、インタビュー調査において社区教育の改革は予想以上に困難であることが判明した。そこで、筆者は行政、法律と政策立

案主体の三つの視点から社区教育改革に助言したいと考えている。